（高額介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四　令第二十二条の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該要介護被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二　（略）

２・３　（略）

（高額医療合算介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四の四　法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び被保険者番号

二　当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、生年月日、個人番号及び被保険者番号

三・四　（略）

２～７　（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　被保険者番号

六　（略）

２～10　（略）

（特定入所者の負担限度額に関する特例）

第八十三条の八　（略）

２　前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　被保険者番号

３・４　（略）

（高額介護予防サービス費の支給の申請）

第九十七条の二　令第二十九条の二の二の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該居宅要支援被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二　（略）

２・３　（略）

（法第百十五条の四十七第十一項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第百四十条の七十二の二　法第百十五条の四十七第十一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

（高額介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四　令第二十二条の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該要介護被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二　（略）

２・３　（略）

（高額医療合算介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四の四　法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあっては、この限りでない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号

二　当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号

三・四　（略）

２～７　（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　被保険者証の番号

六　（略）

２～10　（略）

（特定入所者の負担限度額に関する特例）

第八十三条の八　（略）

２　前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　被保険者証の番号

３・４　（略）

（高額介護予防サービス費の支給の申請）

第九十七条の二　令第二十九条の二の二の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該居宅要支援被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二　（略）

２・３　（略）

（新設）